

## 名古屋市社会福祉協議会への寄付金・賛助会費の税制優遇

～本会への寄付は、特定公益増進法人への寄付として税制上の優遇措置を受けることができます～

### ●●● 個人の場合 ●●●

#### ①所得税（所得税法第78条）

本会は令和2年9月1日付で税額控除対象団体に認められました。

これにより「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方法を選択し控除を受けることができます。

＜所得控除＞ 寄付金・賛助会費（以下「寄付金等」）が2,000円を超えた場合

所得控除額＝寄付金等（総所得金額×40%が限度）－2,000円

＜税額控除＞ 寄付金等が2,000円を超えた場合 ※「税額控除に係る証明書」必要

税額控除額＝寄付金等{（総所得金額×40%が限度）－2,000円}×40%

（参考）所得控除と税額控除の違い ～所得税率10%の方が年間1万円のご寄付を行う場合～

＜所得控除＞ ※高額所得で税率の高い方は、こちらの方が税額が少なくなることがあります

(10,000－2,000)円＝8,000（所得控除額） 8,000×10%＝800円←この税額が少なくなります

＜税額控除＞ ※税額から直接控除するため、小口寄付には節税効果が大きくなります

(10,000－2,000)×40%＝3,200円←この税額が少なくなります（所得税額の25%が上限）

#### ②住民税の寄付金税額控除（お住まいの市町村が条例で定めている場合に控除されます）

（例）愛知県名古屋市にお住まいの方で、寄付金等が2,000円を超えた場合

愛知県民税……寄付金等{（年間所得×30%が限度）－2,000円}×2%

名古屋市民税…寄付金等{（年間所得×30%が限度）－2,000円}×8%

※実際の計算は減税分を考慮する必要があります

#### ③相続税（租税特別措置法第70条）

※確定申告 住民税に関する事項「条例指定分」に記入必要

相続税の申告期限までに相続または遺贈により取得した財産を寄付した時は、その寄付した額が相続税の非課税となります。

### ●●● 法人の場合（法人税法第37条） ●●●

【法人税】 次のいずれか少ない金額を損金の額に算入することができます。

①本会への寄付金及び賛助会費

②特別損金算入限度額（資本金等の額×当期の月数／12×0.375%＋所得金額×6.25%）×1／2

※所得の金額は支出した寄付金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※①のうち損金の額に算入されなかった金額は一般の寄付金の額に含めて別途損金算入限度額の計算を行うことができます。

【名古屋市の法人市民税】（名古屋市の法人限定） ※詳細は名古屋市HP参照

「企業寄附促進特例税制」 名古屋市の法人市民税を減免する制度です。

5,000円以上の指定団体への寄付について、寄付額の69%に相当する額（法人市民税の2.5%が上限）を減免。（本会は指定団体です）

適用期間は令和3年3月31日までの間に終了する事業年度に限られます。

※税制優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。その際本会が発行した領収書を添付し申告ください。詳細は税務署まで。